



長野県報

6月1日(木)
令和5年
(2023年)
第410号

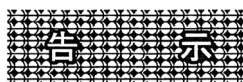
目次

告示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療政策課).....	1
生活保護法に基づく医療機関の指定(地域福祉課).....	1
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務廃止の届出(地域福祉課).....	2
生活保護法に基づく施術者の指定(地域福祉課).....	2
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称等変更の届出(地域福祉課).....	3
社会福祉士及び介護福祉士法に基づく喀痰吸引等業務を行う者の登録(介護支援課).....	3
保安林の指定施業要件の変更(2件)(森林づくり推進課).....	3
公共測量の実施(4件)(建設政策課).....	4
公共測量の終了(2件)(建設政策課).....	5
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課).....	6

公告

特定調達契約に係る落札者の決定(財産活用課).....	7
随意契約の相手方の決定(税務課).....	7
保安林の皆伐面積の限度(森林づくり推進課).....	8
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(4件)(都市・まちづくり課).....	9
土地改良区役員の就任の届出(農地整備課).....	10
土地改良事業計画の変更の認可(農地整備課).....	10



長野県告示第306号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

令和5年6月1日

長野県知事 阿部 守一

名称	所在地	認定の有効期限
城西病院	松本市城西1丁目5番16号	令和8年5月26日

医療政策課

長野県告示第307号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

令和5年6月1日

長野県知事 阿部 守一

1 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
山口眼科内科	須坂市墨坂二丁目6番2号	令和4年12月1日
関清風堂さわやか薬局	諏訪市高島2-1279-3	令和4年12月1日
スギ薬局 岡谷店	岡谷市郷田二丁目1番3号	令和5年1月1日
博愛こばやし眼科	佐久市取出町127番地3号	令和4年12月1日
いのちの輪ナチュラルケアクリニック	茅野市北山845	令和4年12月1日
安曇野クリニック	安曇野市穂高柏原1843-1	令和5年1月12日

2 指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事業所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
株式会社スタッフシ ュウエイ	愛知県東海市名和町後 西19番地	アクア岡谷訪問看護ステ ーション	岡谷市塚間町2丁目6059- 1	令和4年12月1日

地域福祉課

長野県告示第308号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

令和5年6月1日

長野県知事 阿 部 守 一

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人山口内科医院	須坂市墨坂南3-7-23	令和4年11月30日
清風堂さわやか薬局	諏訪市高島2-1279-3	令和4年11月30日
博愛こばやし眼科	佐久市取出町127番地3号	令和4年11月30日

地域福祉課

長野県告示第309号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

令和5年6月1日

長野県知事 阿 部 守 一

1 施術者又は助産師

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
伊原 甲太	安曇野市穂高北穂高2947-2 追分団地F-1-2	令和4年12月21日

2 施術所又は助産所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
いはら整骨院	安曇野市豊科南穂高4720	令和4年12月21日

地域福祉課

長野県告示第310号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

令和5年6月1日

長野県知事 阿部 守一

施術者

名称	所在地	変更事項		変更年月日
		新	旧	
大川 泰裕 (アリーナ接骨院)	上水内郡飯綱町赤塩799	上水内郡飯綱町赤塩799	上水内郡飯綱町赤塩5934	平成31年4月1日

地域福祉課

長野県告示第311号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3の喀痰吸引等業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

令和5年6月1日

長野県知事 阿部 守一

(登録喀痰吸引等事業者 介護老人保健施設)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
長野県厚生農業協同組合連合会	佐久総合病院老人保健施設	佐久市白田779-4	令和5年6月1日

介護支援課

長野県告示第312号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

令和5年6月1日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡上松町（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
落石の危険の防止
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上松町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第313号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

令和5年6月1日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡上松町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上松町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第314号

北陸地方整備局千曲川河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年6月1日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 基準点測量
- 作業期間
令和5年5月22日から令和5年6月30日まで
- 作業地域
飯山市

建設政策課

長野県告示第315号

北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年6月1日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 基準点測量、三次元点群測量
- 作業期間
令和5年5月22日から令和5年11月17日まで
- 作業地域
北安曇郡白馬村

建設政策課

長野県告示第316号

北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年6月1日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 基準点測量、UAV レーザ測量
- 作業期間
令和5年5月22日から令和5年10月13日まで
- 作業地域
松本市

建設政策課

長野県告示第317号

中部地方整備局中部技術事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年6月1日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 車載写真レーザ測量
- 作業期間
令和5年6月1日から令和5年12月20日まで
- 作業地域
飯田市、下伊那郡阿智村

建設政策課

長野県告示第318号

北陸地方整備局千曲川河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年6月1日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 基準点測量
- 作業期間
令和4年7月1日から令和4年9月30日まで
- 作業地域
長野市

建設政策課

長野県告示第319号

北陸地方整備局千曲川河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年6月1日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 基準点測量

2 作業期間

令和4年9月19日から令和4年11月30日まで

3 作業地域

千曲市

建設政策課

長野県松本建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和5年6月20日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年6月1日

長野県松本建設事務所長 太田茂登

1 道路の種類 県道

2 路線名 下生野明科線

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
東筑摩郡生坂村833番の3地先から 東筑摩郡生坂村833番の5地先まで	旧	m 5.3～6.0	km 0.0351
同 上	新	5.6～6.6	0.0351

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和5年6月20日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年6月1日

長野県北信建設事務所長 関 一 規

1 道路の種類 県道

2 路線名 長瀬横倉停車場線

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
下水内郡栄村大字堺字下打2941番の8地先から 下水内郡栄村大字北信字原74番の1地先まで	旧	m 5.5～21.2	km 0.7934
同 上	新	5.5～21.2	0.7934
		10.7～46.6	0.5876

道路管理課